

目 次

候補者の各種届出等一覧表	1
立候補届出後直ちに交付を受けるもの	3
I 立候補の手續等	
1 候補者	
(1) 立候補の届出期日	4
(2) 補充立候補の届出期間	4
(3) 立候補の届出	4
(4) 立候補の辞退届出	6
(5) 立候補に伴うその他の届出等	6
2 供託金の没収	8
3 当選人となるための法定得票数	8
4 請負等をやめない場合の当選人の失格	8
5 届出の受付方法	9
6 届出には必ず印鑑を持参すること	9
7 立候補届出書類の予備審査	9
II 選挙運動の要領	
1 選挙運動の期間	10
2 選挙事務所	10
3 選挙運動をすることができない者	11
4 地位利用による選挙運動の禁止	12
5 休憩所等の禁止	13
6 戸別訪問の禁止	13
7 署名運動の禁止	14
8 人気投票の公表の禁止	14
9 連呼行為の制限	14
10 飲食物の提供の禁止	14
11 氣勢を張る行為の禁止	15
12 選挙運動用自動車及び船舶	15

13	選挙運動用の拡声機	18
14	文書図画の頒布	18
15	文書図画の掲示	20
16	選挙運動用ポスター	21
17	新聞紙、雑誌の不法利用等の制限	22
18	新聞広告	22
19	選挙運動放送の禁止	23
20	個人演説会	23
21	街頭演説	24
22	演説会及び演説についての禁止及び注意	25
23	インターネット等による選挙運動	26
24	投票記載所の氏名等の掲示	29
25	選挙期日後の挨拶行為の禁止	29
26	実費弁償及び報酬	30
27	法定選挙運動費用支出制限額	32
28	当選無効及び立候補の禁止	32
29	罰則	35
30	その他	35
III	選挙運動に関する収入支出の報告書記載要領	36
IV	寄附の禁止	43
V	市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動の規制	51
(別表)		
	選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額	57

候補者の各種届出等一覧表

区分	届出の種類	期日等	届出先	備考
立候補	1 立候補の届出 (手引 4 ページ) (1) 本人届出の場合 ○候補者届出書【様式 1】 ○供託 (証明) 書 ○宣誓書【様式 3】 ○所属党派証明書【様式 4】(※無所属の場合は不要) ○戸籍の謄本又は抄本 ○通称認定申請書【様式 7】(※通称を使用する場合) ○出納責任者選任届【様式 8】 ○選挙事務所設置届【様式 9】 ○(報酬を支給する者の)届出書【様式 15】 (2) 推薦届出の場合 ○候補者推薦届【様式 2】 ○供託 (証明) 書 ○宣誓書【様式 3】 ○所属党派証明書【様式 4】(※無所属の場合、不要) ○候補者推薦届出承諾書【様式 5】 ○選挙人名簿登録証明書【様式 6】 ○通称認定申請書【様式 7】(※通称を使用する場合) ○戸籍の謄本又は抄本 ○出納責任者選任届【様式 8】 ○出納責任者選任承諾書【様式 8 の 3】 ○選挙事務所設置届【様式 9】 ○選挙事務所設置承諾書【様式 9 の 3】 ○推薦届出代表者証明書【様式 10】※推薦届出者が 2 人以上の場合 ○(報酬を支給する者の)届出書【様式 15】	4 月 20 日 (日) 午後 5 時まで (1 日のみ)	選挙長	ア 立候補の届出は、郵便等によることなく文書ですること。 イ 選挙人名簿登録証明書は、推薦届出者が選挙人名簿に登録されている旨の選挙管理委員会委員長の証明書をいう。 ウ 届出者の記載事項に異動が生じた場合は、その旨を文書で届け出ること。 エ 立候補届出の際は、必ず候補者届出書に押印した印鑑(推薦届出であるときは候補者推薦届に押印した印鑑)を持参すること。
	2 供託 (手引 5 ページ)	あらかじめ	仙台 法務局 石巻支局	現金等により、 ・市長 100 万円 ・市議 30 万円
	3 立候補の辞退 (手引 6 ページ)	4 月 20 日 (日) 午後 5 時まで (1 日のみ)	選挙長	郵便によることなく、自ら文書で届け出ること (印鑑は立候補届出書と同じもの)。
立会人	選挙立会人の届出 (手引 7 ページ)	4 月 24 日 (木) まで	選挙長	本市の選挙人名簿に登録されている者の中から本人の承諾を得て、1 人を選挙立会人として届け出ることができる。
選挙運動	1 選挙事務所の設置又は異動届 (手引 10 ページ) ※推薦のときは、設置承諾書	設置又は異動後直ちに	選挙管理委員会	1 か所
	2 通常葉書の表示 (手引 18 ページ)	選挙運動期間中	石巻 郵便局	・市長 8,000 枚まで ・市議 2,000 枚まで
	3 ポスターの数及び現物提出 (手引 21 ページ)	〃	選挙管理委員会	・枚数は、121 枚 (ポスター掲示場数) ・ポスターの規格審査のため、4 月 8 日 (火) の予備審査時に、1 部提出。

区分	届出の種類	期日等	届出先	備考
	4 ビラ (手引18ページ)	〃	選挙管理委員会	2種類以内で ・市長 16,000枚まで ・市議 4,000枚まで
	5 新聞広告 (手引22ページ)	〃	新聞社	2回以内 (有料)
	6 公営施設使用の個人演説会 (手引23ページ)	開催日 前2日まで	選挙管理委員会	1回につき5時間を超える時間は使用不可。
選挙運動費用	1 出納責任者の選任又は異動及び職務代行者届 (手引6ページ) ※推薦のときは、選任承諾書。	選任又は異動及び職務代行後直ちに	選挙管理委員会	出納責任者の届出がないと、選挙に関する収入及び支出をすることができない。
	2 選挙運動のために使用する事務員の届出 (手引31ページ) ※ (報酬を支給する者の) 届出書	使用前	選挙管理委員会	立候補の届出日 (4月20日) から選挙期日の前日 (4月26日) までの間に限り、次のとおり事務員に報酬を支給することができる。 ・市長 1日12人以内 (延べ人員数60人) ・市議 1日9人以内 (延べ人員数45人)
	3 選挙運動費用収支報告 (手引36ページ)	5月12日まで (第1回分)	選挙管理委員会	領収書の写し添付
届出時間	1 選挙に関する届出、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時まで。 2 諸届出は、余裕をもって提出すること。			

立候補届出後直ちに交付を受けるもの

1	選挙運動用自動車（船舶）の表示板	-----	1枚
2	選挙運動用拡声機の表示板	-----	1枚
3	街頭演説用標旗	-----	1枚
4	街頭演説用の選挙運動員の腕章	-----	11枚
5	選挙運動用自動車（船舶）の乗車（乗船）用腕章	-----	4枚
6	新聞広告掲載証明書	-----	2枚
7	選挙運動用通常葉書使用証明書	-----	1枚
8	選挙運動用通常葉書差出票（市長選挙）	-----	40枚
	（市議会議員一般選挙）	-----	10枚
9	候補者用通常葉書受領書	-----	5枚
10	通称認定書（申請のあった候補者）	-----	1枚
11	白ばら	-----	1個
・確認団体（市長選挙のみ。ただし、政治団体確認申請のあった候補者のみ。）			
①	政治活動用自動車表示板	-----	1枚
②	政談演説会告知用表示票証紙	-----	5部
③	政治活動用ポスター掲示証紙	-----	1,000枚

I 立候補の手續等

全ての受付時間は、午前8時30分から午後5時までとなっております。

項 目	事 項
<p>1 候補者</p> <p>(1) 立候補の届出期日</p> <p>(2) 補充立候補の届出期間</p> <p>(3) 立候補の届出</p>	<p>選挙期日の告示のあった日（法第86の4第1項）</p> <p>市長選挙 4月20日（日）</p> <p>市議会議員一般選挙 4月20日（日）</p> <p>上記の期日（4月20日）に届出のあった公職の候補者が選挙すべき議員定数を超過していた場合（市長選挙の場合は2人以上）で、同日午後5時経過後に当該候補者が死亡又は辞退したものとみなされたときは、選挙期日前3日（4月24日）までに補充立候補の届出ができません（法86条の4第5項、第6項）。</p> <p>立候補の届出は、公職の候補者となろうとする者（本人）が届け出る場合のほか、選挙人名簿に登録された者が公職の候補者となろうとする者の承諾を得て推薦届出をすることができます（法86条の4第1項、第2項）。</p> <p>ア 立候補の届出（推薦届出を含む。以下同じ。）は、郵便等によることなく、候補者届出書（様式1又は様式2）で選挙長にしなければなりません。</p> <p>イ 候補者届出書に記載する候補者の氏名は、戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）によらなければなりません。しかしながら、戸籍簿記載の氏名に対応する「常用漢字表」及び「人名用漢字別表」に掲げられている文字を使用して届け出ることは差し支えないとされています（例えば、濱→浜、澤→沢）。</p> <p>また、本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの（以下「通称」という。）を、立候補の届出等の告示、新聞広告及び投票記載所の氏名等の掲示に本名に代えて記載され、又は使用されることを求めようとする場合は、候補者届出書と同時に、通称認定申請書（様式7）を添えて選挙長の認定を受けなければなりません（令第88条第8項・令第89条第5項）。通称であるかどうかを証</p>

項 目	事 項
	<p>明する責任は候補者側にあるとされているため、申請の際にその通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、このことを証するに足りる資料、例えば、葉書、名刺、著書その他その人の社会関係を幅広くながめてみて、その人の呼称として通用している実績を示すに足りるだけのものを提示しなければなりません。なお、かな（カナ）書きを使用する場合は、事柄の性質上、資料提示は必要ありません。また、旧姓を使用する場合も、旧姓を戸籍謄抄本で確認できるので同様に資料提示は必要ありません。</p> <p>候補者届出書に記載する候補者の本籍、住所等は、それぞれ戸籍簿謄抄本、住民票により確認し、正確に記載しなければなりません。</p> <p>ウ 届出時間は、午前8時30分から午後5時までとなっています。</p> <p>なお、選挙に関する全ての届出、申出等の時間についても同様に午前8時30分から午後5時までです（法第270条）。</p> <p>エ 候補者届出書には、次の書類を添付しなければなりません（法第86条の4第4項、法第92条第1項、令第89条第2項）。</p> <p>(ア) 本人届出の場合</p> <p>a 供託（証明）書</p> <p>次の現金又はこれに相当する額面の国債証書をあらかじめ供託して証明を受けなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市 長 100万円 ・市議会議員 30万円 <p>供託（証明）書の候補者の氏名は、戸籍簿に記載された氏名でなければなりません。また、推薦届出の場合における供託は推薦届出をする者がしなければなりません。</p> <p>なお、用紙は法務局に備え付けてあります。取扱いは、仙台法務局石巻支局となります。</p> <p>b 宣誓書（様式3）</p>

項 目	事 項
	<p>被選挙権のない者の立候補の禁止（法第86条の8）及び重複立候補の禁止（法第87条第1項）の規定により公職の候補者となることができない者でないことを、公職の候補者となるべき者が誓う旨のものです。</p> <p>c 公職の候補者の戸籍謄本又は抄本（令第89条第2項）</p> <p>d 所属党派証明書（様式4）</p> <p>※党派に所属しているときに限る。</p> <p>候補者届出書又は推薦届出書に記載されている政党、政治団体名が真実であるかどうかを確認するためのものであるため、証明書を発行し得る権限を有する者が発行した所定の証明書であることが必要です。</p> <p>また、政党、政治団体の名称が字数20を超える場合においては、字数20字以内の略称を併せて記載しなければなりません（令第89条第4項）。</p> <p>(i) 推薦届出の場合</p> <p>上記のaからdまでの書類のほかに、次の書類も併せて添付しなければなりません（令第89条第2項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補者推薦届出承諾書（様式5） ・選挙人名簿登録証明書（推薦届出者に係るもの）（様式6）
(4) 立候補の辞退届出	<p>立候補の辞退は、告示日（補充立候補届出をしたものについては、補充立候補届出締切日）の午後5時までに、公職の候補者（推薦届出にあっても公職の候補者）が、候補者辞退届（様式13）により選挙長に届け出なければなりません（法第86条の4第10項、令第89条第7項）。</p>
(5) 立候補に伴うその他の届出等	<p>立候補の届出に伴い届出等を要するものとしては、おおむね次のものがあります。</p> <p>ア 出納責任者の選任届及び異動届</p> <p>出納責任者を選任（候補者が自分で出納責任者となる場合を含む。）したとき、又は異動があったときは、直ちに東松島市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）に文</p>

項 目	事 項
	<p>書で届け出なければなりません（様式8及び8の2）（法第180条、第182条）。</p> <p>なお、推薦届出者が出納責任者を選任又は解任した場合は、選任又は解任についての公職の候補者の承諾書（出納責任者選任（解任）承諾書（様式第8の3））を添付しなければなりません。この場合において、推薦届出者が2人以上あるときは、併せてその代表者であることの証明書（推薦届出代表者証明書（様式10））を添付しなければなりません（法第180条第4項）。</p> <p>イ 選挙事務所の設置及び異動届</p> <p>選挙事務所を設置したときは、直ちに市選管に届け出なければなりません（様式9）。また、異動したときも同様の手続により、届け出なければなりません（様式9の2）（法第130条、令第108条）。</p> <p>なお、推薦届出者が選挙事務所を設置し、又は異動したときは、設置又は異動についての公職の候補者の承諾書（選挙事務所設置（異動）承諾書（様式9の3））を添付しなければなりません。この場合において、推薦届出者が2人以上あるときは、併せてその代表者であることの証明書（推薦届出代表者証明書（様式10））を添付しなければなりません（令第108条第2項）。</p> <p>ウ 選挙立会人の届出</p> <p>公職の候補者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て選挙立会人となるべき者1人を定め、選挙の期日前3日（4月24日）まで選挙長に届け出ることができます（様式11及び12）（法第76条、令第82条第1項）。</p> <p>エ 選挙運動に関する収支報告書の提出</p> <p>出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した選挙運動費用収支報告書（様式23）を選挙の期日から15日以内に（5月12日まで）、市選管に提出しなければなりません（法第189条）。</p>

項 目	事 項
	<p>上記提出後になされた寄附及び収入並びに支出については、その寄附及び収入並びに支出がなされた日から7日以内に報告しなければなりません。</p> <p>なお、いずれの報告も領収書等の写し（領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書）を添付しなければなりません。</p> <p>記載要領は、この手引の「Ⅲ 選挙運動に関する収入支出の報告書記載要領（36ページ）」を参照願います。</p>
2 供託金の没収	<p>次の場合は、供託金が没収されることとなります（法第93条）。</p> <p>(1) 公職の候補者の得票数が、</p> <p>ア <u>市長選挙</u>にあつては、有効投票の総数の10分の1に達しないとき。</p> <p>イ <u>市議会議員一般選挙</u>にあつては、定数をもって有効投票の総数を除して得た数の10分の1に達しないとき。</p> <p>(2) 立候補届出が取り下げられたとき。</p> <p>(3) 立候補を辞退したとき。</p> <p>(4) 公務員となったため立候補の辞退とみなされたとき。</p> <p>(5) 立候補届出を却下されたとき。</p>
3 当選人となるための法定得票数	<p>公職の候補者の得票数が、市長選挙にあつては、有効投票総数の4分の1以上、市議会議員一般選挙にあつては、その定数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上でなければ当選人となるできません（法第95条）。</p>
4 請負等をやめない場合の当選人の失格	<p>当選人となった者が、地方自治法第92条の2又は同法第142条に規定する請負関係を有している場合には、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨の届出をしなければ当選を失うこととなります（法第104条）。</p>

項 目	事 項
5 届出の受付方法	<p>立候補届出の受付は、 4月20日（日）午前8時30分から午後5時までの間、 東松島市役所南庁舎2階会議室1・2 で行います。</p> <p>受付の順序については、午前8時30分前までに到着した人に整理番号札を交付し、その整理番号順に抽選棒で抽選した番号を受付順位の抽選順位とし、その抽選順に従い抽選棒を引いて出た番号をもって届出受付番号とします。午前8時30分以後に到着した人については、午前8時30分まで到着して交付された番号札の最後の次の番号から順に受付することとします。</p> <p>なお、不在の者、書類不備等のために立候補の届出を受け付けられなかった方の順位は最後位とします。</p>
6 届出には必ず印鑑を持参すること。	<p>候補者届出書に押印した印鑑（推薦届出であるときは、候補者推薦届に押印した印鑑）を持参してください。届出書類の訂正、公営物資等の受領印として必要となります。</p>
7 立候補届出書類の予備審査	<p>立候補届出手続を正確かつ迅速に実施するため、次のとおり、書類の不備や添付資料の不足等を事前に確認する立候補届出書類の予備審査を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日 令和7年4月8日（火） ・場所 東松島市役所南庁舎2階会議室1・2 ・時間 午前9時、午前10時、午前11時、 午後1時30分、午後2時30分、午後3時30分 <p>※混雑回避のため、必ず「電話予約」願います。 ※希望時間が重複したときは、「電話予約」時に調整します。</p>

II 選挙運動の要領

項 目	事 項
1 選挙運動の期間	<p>選挙運動は、立候補届出の受付が終了したときから、投票日の前日（4月26日）までの間に限り、行うことができます（法第129条）。</p> <p>ただし、次の選挙運動は、投票日当日もできます（法第132条、法第143条第5項）。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 投票所の入口から直線距離で300メートル以上離れたところに選挙事務所を設けること。 (2) 選挙事務所を表示するため、その場所で、ポスター、立札及び看板類を通じて3以内（合計3。以下同じ。）、並びにちょうちん1個を掲示すること。 (3) 選挙運動期間中にポスター掲示場に適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。
2 選挙事務所	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公職の候補者の選挙運動に関する事務を取り扱う選挙事務所は、公職の候補者1人について1か所設けることができます（法第131条1項第5号）。 (2) 選挙事務所を設置することができるのは、公職の候補者自身か推薦届出者に限られますが、設置したときには、直ちに選挙事務所設置届（様式9）を市選管に提出しなければなりません。また、選挙事務所に異動（移転又は廃止）があったときは、その都度、市選管に選挙事務所異動届（様式9の2）を直ちに提出してください（法第130条、令第108条）。 <p>また、選挙当日においては、投票所の入口から直線距離で300メートルの区域内にある選挙事務所は廃止するか、300メートルの区域外に移転しなければなりませんので、この場合も選挙事務所異動届が必要となります（法第132条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> (3) 選挙事務所を表示するために、次の文書図画をその場所において掲示することが認められています（法第143条）。

項 目	事 項
<p>3 選挙運動をすることができない者</p>	<p>ア 種類（法第143条第1項第1号） ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類</p> <p>イ 大きさ（法第143条第9項、第10項）</p> <p>(ア) ポスター、立札、看板の類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦350センチメートル以内 ・横100センチメートル以内 <p>(イ) ちょうちん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ85センチメートル以内 ・直径45センチメートル以内 <p>ウ 数量</p> <p>ポスター、立札及び看板の類は、その種類を問わず通じて3以内で、それとは別にちょうちん1個の掲示ができます。事務所の内部に掲示されていても、外側から見える場合は、数に算入されます。</p> <p>通じて3の範囲内でも三角柱や円錐形のように立体的なものは、立札及び看板の類に当たらないので使用することができません。</p> <p>エ 記載内容</p> <p>全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。</p> <p>(4) 選挙事務所を廃止したときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を直ちに撤去しなければなりません（法第143条の2）。</p> <p>(1) 選挙事務関係者</p> <p>投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内で選挙運動をすることはできません。また、不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません（法第135条）。</p> <p>(2) 特定公務員</p> <p>選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及</p>

項 目	事 項
<p>4 地位利用による選挙運動の禁止</p>	<p>び徴税の吏員は、在職中、どこでも選挙運動をすることができません（法第136条）。</p> <p>(3) 一般職の公務員 一般職の国家公務員は在職中どこでも、一般職の地方公務員は関係区域内で、政治的行為（選挙運動を含む。）をすることができません。 （国家公務員法第102条・地方公務員法第36条）</p> <p>(4) 年齢満18歳未満の者 年齢満18歳未満の者は、自ら選挙運動ができず、また何人も年齢満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることができません。 ただし、選挙運動でなく単なる労務に使用することは差し支えありません（法第137条の2）。</p> <p>(5) 選挙犯罪者等 選挙犯罪又は政規法違反により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができません（法第137条の3、政規法第28条）。</p> <p>(1) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止 国、地方公共団体の公務員又は行政執行法人、特定地方独立行政法人、沖縄振興開発金融公庫等の役員及び職員は、その地位を利用して選挙運動をすることができません（法第136条の2第1項）。 なお、ここにいう公務員には、常勤、非常勤の別、一般職、特別職の別を問わず、国、地方公共団体の事務、業務に従事するような身分的契約関係のあるもの全てを含みます。 また、「地位利用」とは、公務員等がその地位にあるため、特に効果的に選挙運動を行い得るような影響力又は便益を利用することとされておりま</p> <p>(2) 公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止 公務員等である者は、その地位を利用して公職の候補者や公職の候補者になろうとする者を推薦、支持、</p>

項 目	事 項
	<p>反対する目的で、選挙運動に類似した行為をすることを禁じられます。したがって、公務員等がその地位を利用して関係団体に対し、特定の公職の候補者の推薦決議をするよう干渉したり、後援団体に参加するよう要請したり、投票の割当やポスター貼りを指示したりする等の行為は全てできないこととなります（法第136条の2第2項）。</p> <p>(3) 教育者の地位利用による選挙運動の禁止</p> <p>学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び認定こども園幼稚園の長及び教員は、その地位に伴って有する児童、生徒及び学生に対する影響力を利用して選挙運動を行うことができません。ここにいう学校とは、その公、私立を問いませんが、各種学校は含まれませんので、洋裁学校、料理学校等の教員は、公務員でない限り、選挙運動はできることとなります（法第137条）。</p>
5 休憩所等の禁止	<p>休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けるものであれば、選挙運動員、労務者の用に供すると選挙人のために設けることを問わず、一切禁止されます。</p> <p>ただし、演説会場における弁士の控室、選挙事務所の一部に設けられる運動員の休憩所等は、ここにいう休憩所等には含まれません（法第133条）。</p>
6 戸別訪問の禁止	<p>何人も、選挙人の家を訪ねて、投票を依頼し、又は投票を得させないように依頼するような行為はできません。また、いかなる方法でも、選挙運動のため、戸別に、演説会の開催又は演説を行うことの告知や特定の候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為もできません。ただし、いわゆる「個々面接」は禁止されていないので、選挙運動期間中に、路上やバスの中でたまたま出会った知人等に投票を依頼する行為等は差し支えありません（法第138条）。</p>

項 目	事 項
7 署名運動の禁止	<p>何人も選挙に関し、投票を得る目的、得しめる目的又は得しめない目的をもって、選挙人から署名を収集することはできません（法第138条の2）。</p>
8 人気投票の公表の禁止	<p>何人も選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません（法第138の3）。</p>
9 連呼行為の制限	<p>何人も、選挙運動のため短時間に一定の文句を連続反覆して呼称するいわゆる連呼行為は、原則として禁止されていますが、個人演説会の会場及び街頭演説（映画の幕間、工場の休憩時間を利用する単なる演説を含む。）の場所においては、演説の直前、直後及び開催中に行うことができます。ただし、演説を行わず、連呼行為のみに終始することは許されません。また、午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動のために使用される自動車、船舶の上においては連呼行為ができます。</p> <p>しかし、この場合に連呼行為のできる者は、公職の候補者又は乗車（船）用腕章を着けた者に限られ、また、街頭演説の場合には、公職の候補者又は街頭演説用腕章（乗車（船）用腕章を含む。）を着けた者に限られます。</p> <p>なお、選挙運動のための連呼行為をする者は、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では静穏を保持するように努めなければなりません（法第140条の2）。</p>
10 飲食物の提供の禁止	<p>何人も、選挙運動に関して、どんな名目であっても飲食物を提供することは禁止されますが、次に掲げる場合は例外として許されます（法第139条）。</p> <p>(1) 湯茶を提供すること及びこれに伴って通常用いられる程度の菓子を提供すること。</p> <p>(2) 選挙運動員、選挙運動事務員及び労務者に対して、選挙事務所で食事をするため、又は携行するために弁当を提供すること。ただし、提供できる弁当の数は、公職の候補者1人について、1日15人分（1日3食</p>

項 目	事 項
11 気勢を張る行為の禁止	<p>として45食分)に選挙期日の告示のあった日から選挙期日の前日までの期間の日数(7日)を乗じて得た分(45食×7日=315食)の範囲内でなければなりません。</p> <p>この場合の弁当料は、1食について1,000円以下でなければならず、選挙運動のための支出として、選挙運動費用に算入されます(法第197条の2、県規第154条)。</p> <p>なお、飲食店を訪問し、その店舗での食事提供は不可です。</p> <p>選挙運動のために選挙人の耳目を集めるようにと、自動車を連ねたり、隊伍を組んで往来したりする等の行為は、気勢を張る行為として、公職の候補者、運動員その他何人であっても禁止されます(法第140条)。</p>
12 選挙運動用自動車及び船舶	<p>(1) 使用できる自動車、船舶の種類(法第141条、令第109条の3)</p> <p>ア 乗車定員10人以下の乗用自動車</p> <p>用途が乗用であれば、普通自動車、小型自動車はもちろん軽自動車、二輪自動車であっても、定員が10人以下である限り使用することができます。</p> <p>ただし、二輪自動車以外のものにあつては、屋根がなかったり(オープンカー)、屋根の一部が開いたままのものや、車の側面、後面の全部又は一部が開けっぱなしになっているもの及び屋根の全部又は一部が取り外し可能のもの(幌付きオープンカー)は使用できませんので、いわゆる有蓋車(ゆうがいしゃ)だけということになります。</p> <p>イ 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車</p> <p>この自動車でも、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開けっぱなしになっているもの及び上面が開閉できるものは使用できません。しかも、乗車定</p>

項 目	事 項
	<p>員が3人以下のものも認められませんので、小型貨物自動車として分類されているもののうち、後部に荷台のあるトラックは使用できません。したがって、使用可能のものは、いわゆる貨客兼用車の類（ワゴン、ライトバン、ルートバン等と呼ばれるもの）で小型のものに限られることになります。</p> <p>ウ 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの（いわゆるジープと呼ばれる自動車）の類ですが、この種の車では、車の上面、側面又は後面の全部又は一部が開けっぱなしになっているものの使用ができません。構造上解放できても、幌等で覆ってあればよいことになります。バン型の有蓋車はもちろん使用できます。</p> <p>エ 船舶</p> <p>船舶については、大きさ、構造等について何ら制限がありません。水上交通のために使用されているものであれば、ボート、磯舟であっても差し支えありません。</p> <p>(2) 使用方法</p> <p>ア 使用できる自動車であっても、主として宣伝を目的とするような構造を持ったものは使用できません。従って、宣伝カーやこれと同程度まで改造されたものは使用できませんが、単に一時的に拡声機を取り付けることは構いません。</p> <p>イ 前述(1)のアからウまでの自動車では、走行中に窓以外の部分を開いて、例えば、ライトバンの後部ドアを開けたまま、あるいは、ジープの幌を取り外したまままで走行することはできません。</p> <p>ウ 使用する自動車には、立候補届出の際に市選管から交付される選挙運動用自動車（船舶）の表示板をその前面の見やすい箇所に必ず取り付けてください（法第141条第5項）。</p> <p>(3) 使用できる自動車、船舶の数（法第141条第1項）</p>

項 目	事 項
	<p>主として選挙運動に使用できる自動車及び船舶の数は、公職の候補者1人について1台又は1隻に限られます。これ以外に一時的にバス、タクシーを利用したり、自家用自動車を利用したりすることは、それが主として選挙運動のために使用するものでない限り（事務連絡用等）差し支えありません。</p> <p>(4) 自動車、船舶に掲示できる文書図画（法第143条第1項第2号）</p> <p>ア 種類 ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類</p> <p>イ 大きさ（法第143条第9項、第10項）</p> <p>(ア) ポスター、立札、看板の類</p> <p>縦 273センチメートル以内 横 73センチメートル以内</p> <p>(イ) ちょうちん</p> <p>高さ 85センチメートル以内 直径 45センチメートル以内</p> <p>ウ 数量 ちょうちんは1個に限られますが、ポスター、立札、看板の類については、その数に制限はありません。</p> <p>エ 記載内容 記載内容については何ら制限がありません。したがって、選挙の種類、公職の候補者の氏名及びその候補者の届出政党、政治団体の名称等のほか政見、経歴を記載することや写真を表示することもできます。</p> <p>(5) 自動車、船舶に掲示した文書図画の撤去 選挙運動用自動車、船舶の使用をやめたときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を直ちに撤去しなければなりません（法第143条の2）。</p> <p>(6) 自動車、船舶に乗車（船）できる人数 自動車の場合は、1台につき、候補者、運転手1人及び立候補届出の際に市選管から交付される乗車（船）用腕章を着けた運動員4人の計6人に限りま</p>

項 目	事 項												
13 選挙運動用の拡声機	<p>す。</p> <p>船舶の場合は、候補者、市選管から交付される乗車（船）用腕章を着けた運動員 4 人及び船舶の運航に従事する船員（船員の数に制限なし）（法第141条の2）。</p> <p>(7) 自動車及び船舶の上での選挙運動（法第141条の3）</p> <p>自動車に乗車中は、午前 8 時から午後 8 時までの間に連呼行為ができるほかは、選挙運動はできません。</p> <p>なお、停止している自動車の上においては、街頭演説、その他の演説、連呼行為を行うことができますが、その種類に応じてそれぞれ規制を受けます。</p> <p>例えば、街頭演説を行う場合には、市選管から交付される街頭演説用標旗を掲げなければなりません。</p> <p>船舶の上における選挙運動は、一般に禁止されていませんが、船舶の上においてする街頭演説、連呼行為については、自動車の上でする選挙運動と同様に、その種類に応じてそれぞれ規制を受けます。</p> <p>主として選挙運動のために使用する拡声機は、原則として公職の候補者 1 人につき一揃いに限られています。その拡声機には、立候補届出の際に市選管から交付される選挙運動用拡声機の表示板を必ず掲げてください。個人演説会や幕間演説会場では別に一揃いを使うこともできます（法第141条）。</p>												
14 文書図画の頒布	<p>(1) 選挙運動のために頒布できる文書図画は、候補者 1 人について通常葉書及び市選管に届け出た 2 種類以内のビラになります（法第142条）。</p> <table border="0" data-bbox="678 1653 1396 1915"> <tr> <td>・ 市長選挙</td> <td>通常葉書</td> <td>8,000 枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ビラ</td> <td>1万6,000 枚</td> </tr> <tr> <td>・ 市議会議員選挙</td> <td>通常葉書</td> <td>2,000 枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ビラ</td> <td>4,000 枚</td> </tr> </table> <p>(2) 選挙用の通常葉書は、立候補届出の際に選挙長から交付される選挙運動用通常葉書使用証明書を指定郵</p>	・ 市長選挙	通常葉書	8,000 枚		ビラ	1万6,000 枚	・ 市議会議員選挙	通常葉書	2,000 枚		ビラ	4,000 枚
・ 市長選挙	通常葉書	8,000 枚											
	ビラ	1万6,000 枚											
・ 市議会議員選挙	通常葉書	2,000 枚											
	ビラ	4,000 枚											

項 目	事 項
	<p>便局（石巻郵便局）に提示し、かつ、候補者用通常葉書受領証を提出することにより、無償で交付を受けられます。</p> <p>また、手持ちの通常葉書を利用したい場合は、交付を受けない枚数に限り、選挙用の表示を受けて使用することができます。この場合、通常葉書の購入に要した費用は選挙運動費用に算入されます。</p> <p>(3) 表示を受けた通常葉書で、印刷を誤ったり、書き損じたり又は棄損したものについては、郵便局に提出して別に手持ちの葉書に選挙用の表示を受ければ、選挙用として使用できます。</p> <p>(4) 選挙用の通常葉書は、集配郵便局窓口に選挙長から交付を受けた選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出すこととなります。選挙運動用通常葉書差出票1枚について、200通までの葉書を差し出すことができます。葉書を郵便によらず使送によったり、路上で選挙人に手渡したりする等の方法で頒布することはできません。</p> <p>(5) 葉書の記載内容についての制限はありませんので、政見、投票依頼、演説会の告知等何に用いても差し支えありません。また、公職の候補者自身を使用することはもちろん、第三者に依頼して、推薦状の形式で出すことも自由です。葉書の宛名を連名とすることは、通常の使用方法である限り差し支えありませんが、工場、会社等宛てにすると、多くの選挙人に回覧掲示されて、文書の回覧、掲示の禁止に触れる場合がありますので注意してください。</p> <p>(6) 選挙運動用ビラを頒布する場合は、立候補届出日に選挙運動のために頒布するビラに関する届出書（様式15の2）にビラ（2種類のビラがある場合には、その2種類）を添付し、提出しなければなりません。また、ビラには市選管が交付する証紙を貼らなければ頒布できません（法第142条第7項）。</p>

項 目	事 項
15 文書図画の掲示	<p>(7) 選挙運動用ビラの頒布は、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所において行うことができます（法第142条第6項、令第109条の6第3号）。</p> <p>(1) 選挙運動のために掲示できる文書図画は、次のとおりです（法第143条）。</p> <p>ア 選挙事務所表示用のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（2 選挙事務所(3) 10ページ以下参照）</p> <p>イ 選挙運動用自動車（船舶）用ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（12 選挙運動用自動車及び船舶(4) 17ページ参照）</p> <p>ウ 公職の候補者用のたすき、胸章及び腕章の類</p> <p>エ 演説会場でその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（20 個人演説会(8) 24ページ参照）</p> <p>オ 選挙運動用ポスター（次項参照）</p> <p>(2) 回覧の禁止（法第142条第12項）</p> <p>選挙運動のために使用する文書図画は、前述(1)のイ及びウが通常の方法で回覧することになる場合のほかは、多数の者に回覧することができません。</p> <p>バスの外側の広告板等に選挙運動用のポスターを掲示して走行させるような回覧行為は、文書図画の頒布とみなされて違反となります。</p> <p>(3) 禁止を免れる行為の制限</p> <p>何人も選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他どんな名目でも、文書図画の頒布、掲示の禁止を免れる目的で公職の候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党等の名称や公職の候補者の推薦者、支持者又は反対者の名称を表示する文書図画を頒布したり、掲示したりすることはできません（法第146条第1項）。</p> <p>(4) 禁止を免れる行為とみなされるもの</p> <p>選挙運動の期間中は、公職の候補者又はその関係者</p>

項 目	事 項
<p>16 選挙運動用ポスター</p>	<p>の氏名、政治団体の名称等を表示した年賀状、見舞状等のあいさつ状は、脱法文書とみなされて、選挙運動の目的の有無にかかわらず、選挙区内で頒布、掲示することはできません（法第146条第2項）。</p> <p>(1) ポスター掲示場（法第143条第4項） 選挙運動用ポスターは、市選管が設置するポスター掲示場1か所ごとに、公職の候補者1人につき1枚に限って掲示することができ、その他の場所には一切掲示することができません。 ポスター掲示場の設置場所については、立候補予定者説明会において、設置場所の一覧表及び地図を配布します。</p> <p>(2) 使用枚数 前述のとおり、ポスター掲示場以外の場所には掲示できませんから、使用枚数はポスター掲示場の数だけということになります。 なお、貼り替えは自由にできるので、この分も含めて印刷することに支障はありません。ただし、公費負担に注意願います。</p> <p>(3) 大きさ タブロイド型（長さ42センチメートル、幅30センチメートル）以内</p> <p>(4) ポスター掲示場に掲示する方法 ポスター掲示場には、立候補届出が受理されたときから掲示できますが、公職の候補者は立候補の届出順位と同番号の区画にポスターを掲示しなければなりませんので注意してください。 なお、区画の番号は、次のとおりです。 ア 市長選挙は区画の右端の上欄を1、下欄を2とし、以下左端の方向へ、上欄・下欄の順に一連番号で、掲示板面に表示します。 イ 市議会議員一般選挙は区画の右端の上欄を1、中欄</p>

項 目	事 項
	<p>を2、下欄を3とし、以下左端の方向へ、上覧・中欄・下欄の順に一連番号で掲示板面に表示します。</p> <p>(5) 記載内容 記載内容には制限がありませんが、その表面に必ず掲示責任者及び印刷者の氏名（法人の場合は名称）と住所（所在地）を記載する必要があります（法第144条第5項）。</p> <p>(6) ポスターの掲示 ポスターは、特に検印を受ける必要はありませんが、ポスターを掲示する前にあらかじめ規格等の審査のため予備審査（4月8日）の際に見本（種類の異なるポスターがある場合にはその種類ごとに）を市選管に1部を提出してください。</p>
17 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限	<p>何人も新聞紙、雑誌の編集その他経営を担当する者を買収して、有利な記事や評論を掲載させたり、又は、新聞紙、雑誌の編集その他経営上の地位を利用して、選挙運動のために報道や評論を掲載したり、掲載させたりすることが禁止されています（法第148条の2）。</p>
18 新聞広告	<p>選挙運動の期間中2回に限り、有料で選挙に関する新聞広告をすることができます（法第149条第4項）。</p> <p>掲載しようとするときは、立候補届出の際に選挙長から交付される新聞広告掲載証明書を広告原稿とともに希望する新聞社へ提出すればよいことになります。</p> <p>広告の寸法は、横9.6センチメートル、縦2段組以内で、その場所は記事下に限られており、色刷りは認められていません（規第19条）。広告の内容は自由で、第三者の推薦文を入れることも可能です。</p>
19 選挙運動放送の禁止	<p>広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を使用して、選挙運動をすることができませんので、何人も有線放送や場内放送の設備を用いて選挙運動にわたる</p>

項 目	事 項
20 個人演説会	<p>放送ができません（法第151条の5）。</p> <p>(1) 公職の候補者「個人」が開催の主体となる「演説会」は、個人演説会として開催することができ、回数について制限がありません。開催主体が公職の候補者個人になるため、第三者が主催して演説会を開催することはできません。また、演説会であることから、あらかじめ聴衆を参集させないで行う単なる演説（街頭演説、幕間演説等）とは区別されます（法第161条、法第161の2、法第164条の3）。</p> <p>(2) 個人演説会は、①公営施設を使用する個人演説会と、②それ以外の施設を使用する個人演説会とに分けられますが、公営施設使用の場合は、使用にあたっての手続及び規制がありますので注意してください。</p> <p>(3) ①使用できる公営施設は、学校、市民センターのほか、市選管の指定する施設がありますが、いずれも開催する日前2日までに、使用しようとする施設、開催予定日時及び候補者氏名を個人演説会開催申出書（様式14）で市選管に申し出なければなりません（法第163条）。</p> <p>同一の施設については、同時に2以上の開催を申し出ること、使用日の経過しないうちに次の申出をすることはできません（令第112条第2項）。</p> <p>②公営施設以外の施設を使用しようとするときは、あらかじめその施設の管理者と交渉して開催が可能であることを確認しておく必要があります。</p> <p>①公営施設、②公営施設以外の施設どちらにおいても、施設を使用するときの手続は、候補者が仮予約、本予約を行います。</p> <p>(4) ①公営施設を使用する個人演説会は、同一施設ごとに1回に限り無料ですが、2回目以降は有料となりますので、その際は、あらかじめ施設管理者に費用を納付しなければなりません（法第164条、令第120条）。</p>

項 目	事 項
21 街頭演説	<p>(5) ②公営施設以外の施設を利用して行う個人演説会は、「22 演説会及び演説についての禁止及び注意 (3) の特定の建物及び施設 (26ページ参照)」以外なら自由に一般の施設や建物を利用して行うことができます (法第161条の2)。</p> <p>(6) ①公営施設使用による個人演説会は有料、無料を問わず、1回について5時間を超えることができませんが、②公営施設以外の施設を使用する場合は、使用時間の制限はありません (令第112条第3項)。</p> <p>(7) 個人演説会の開催時刻は、公営施設使用のものとは異なるとにかかわらず制限がありません。</p> <p>(8) 個人演説会の会場で、その演説会の開催中、掲示できる文書図画は、次のとおりです (法第143条)。</p> <p>ア 演説会場の外部 ポスター、立札及び看板の類 (いずれも大きさは縦273センチメートル、横73センチメートル以内) を通じて2以内掲示することができます。</p> <p>イ 演説会場の内部 ポスター、立札及び看板の類が掲示でき、大きさ及び数の制限はありません。 ただし、ちょうちん (大きさは高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内) は、会場内外を通じて1個だけに限り掲示できます。</p> <p>(9) 前述(8)のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません (令第110条)。</p> <p>(10) 個人演説会が終了したときは、会場に掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を直ちに撤去しなければなりません (法第143条の2)。</p> <p>(1) 街頭演説は、立候補届出の際に市選管から交付される街頭演説用標旗を掲げ、演説者がその場所にとどまって、又は停止している選挙運動用自動車の車上での</p>

項 目	事 項
<p>22 演説会及び演説についての禁止及び注意</p>	<p>み行うことができます。したがって、移動しながらする演説、走行中の自動車上からする演説はできません（法第164条の5、法第141条の3）。</p> <p>(2) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、公職の候補者1人について15人以内で、これらの者は、市選管から交付される街頭演説用の選挙運動員の腕章又は選挙運動用自動車（船舶）の乗車（乗船）用腕章を必ず着用していなければなりません（法第164条の7）。</p> <p>(3) 街頭演説の場所においては、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、一切使用できないことになっています。選挙運動用自動車又は船舶に取り付けられているものについては、差し支えありません（法第143条）。</p> <p>(4) 街頭演説のできる時間は、午前8時から午後8時までの間です（法第164条の6第1項）。</p> <p>(5) 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏を保持するように努めなければなりません（法第164条の6第2項、法第140条の2第2項）。</p> <p>(6) 街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません（法第164条の6第3項）。</p> <p>(1) 録音盤の使用 個人演説会及び街頭演説においては、録音盤（テープ、レコーダー等含む。）の使用が認められます。（法第164条の4）</p> <p>(2) 他の選挙当日における演説会等の禁止 他の選挙の選挙期日にかかる場合は、当日午前零時から投票所閉鎖時刻（一般に午後8時）までの間は、投票所の入口から300メートルの区域内では、個人演説会、街頭演説及び連呼行為は一切行うことができません（法第165条の2）。</p>

項 目	事 項
<p>23 インターネット等による選挙運動</p>	<p>(3) 特定の建物及び施設における演説等の禁止 次の建物又は施設においては、演説及び連呼行為をすることができません。ただし、その建物が公営施設使用の個人演説会場となっている場合には、演説することができます（法第166条）。</p> <p>ア 国、地方公共団体の所有又は管理する建物（公営住宅を除く。）</p> <p>イ 汽車、電車、バス、船舶（選挙運動に使用する船舶を除く。）及び停車場その他鉄道地内</p> <p>ウ 病院、診療所その他の療養施設</p> <p>(1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布（法第142条の3、法142条の5）</p> <p>ア ウェブサイト等を利用する方法について 何人もウェブサイト等を利用する方法により、選挙運動用文書図画を頒布することができます。ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。</p> <p>（例）ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等</p> <p>なお、電子メールとは、携帯して使用する通信端末機器に電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式（電話番号方式）等をいいます。</p> <p>これ以外のもの、例えば、フェイスブックやLINEなどのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、ウェブサイト等に該当します。</p> <p>イ ウェブサイト等の表示義務 選挙運動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示することが義務付けられます。</p> <p>なお、電子メールアドレス等とは、電子メールアド</p>

項 目	事 項
	<p>レスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報をいいます。</p> <p>(例) 電子メールアドレス、返信用フォームのURL、X (旧ツイッター) のユーザー名等</p> <p>ウ 選挙期日当日の取扱いについて</p> <p>ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのまま掲載しておくことができます。ただし、選挙運動は、選挙期日の前日までに限られていることから、選挙期日当日の更新はできません。</p> <p>(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布 (法 142 条の 4、法 142 条の 5)</p> <p>ア 利用主体の制限について</p> <p>電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者、政党等 (市議選については、候補者に限る。) に限って頒布することができます。候補者、政党等以外の一般有権者による頒布は禁止されています。また、選挙運動用電子メールを転送する行為は、一般には、新たな送信行為であると考えられるため、候補者、政党等以外の者は、当該候補者、政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送することはできません。</p> <p>イ 送信先の制限について</p> <p>選挙運動用電子メールは、次の対象者に対してのみ送信できます。</p> <p>(ア) あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通信した者 (その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。)</p> <p>(イ) 政治活動用電子メール (選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメー</p>

項 目	事 項
	<p>ルマガジン等)を継続的に受信している者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。)であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかった者</p> <p>ウ 記録保存義務について</p> <p>選挙運動用電子メール送信者は、電子メールの送信に際し、次の事実を証する記録の保存が必要になります。</p> <p>(ア) 選挙運動用電子メールの送信を求め・同意した者に対し送信する場合</p> <p>a 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。</p> <p>b 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと。</p> <p>(イ) 政治活動用電子メールの継続的な受信者に対し送信する場合</p> <p>a 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。</p> <p>b 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。</p> <p>c 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。</p> <p>エ 電子メール送信者の表示義務について</p> <p>(ア) 電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する場合、表示が必要となる事項</p> <p>a 選挙運動用電子メールである旨</p> <p>b 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称</p> <p>c 選挙運動用電子メール送信者に対し、送信拒否通知を行うことができる旨</p> <p>d 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先</p>

項 目	事 項
24 投票記載所の氏名等の掲示	<p>(イ) 選挙期日の告示の日からその選挙の当日までの間、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する場合、表示が必要となる事項</p> <p>a 選挙運動用電子メール送信者の電子メールアドレス</p> <p>b 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称</p> <p>(3) インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等（法第142条の6）</p> <p>ア 候補者の氏名又は類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告をすることは禁じられています。</p> <p>イ また、アの禁止を免れる行為としてなされる、候補者の氏名又は類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料インターネット広告も禁止されています。</p> <p>ウ 候補者の氏名又は類推事項が表示されていない広告であっても、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告も禁止されています。</p> <p>選挙当日投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に、市選管がくじで定めた順序により、公職の候補者の氏名及び党派名の掲示が行われます。</p> <p>また、告示のあった日の翌日から選挙期日の前日までは、期日前投票所又は市選管委員長が管理する不在者投票所における投票を記載する場所内の適当な箇所に、公職の候補者の氏名及び党派名の掲示が行われます。</p> <p>なお、そのくじには、公職の候補者又はその代理人が立ち会うことができます（法第175条）</p>
25 選挙期日後の挨拶行為の禁止	<p>何人も、選挙期日後に当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって次の行為を行うことは、選挙期日後の挨拶</p>

項 目	事 項
26 実費弁償及び報酬	<p>行為として禁止されています（法第178条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 戸別訪問 (2) 自筆の信書及び当選、落選についての祝辞、見舞等の答礼のための信書並びにインターネット等を利用する方法以外の文書図画の頒布又は掲示 (3) 新聞紙又は雑誌の利用 (4) 放送設備を利用しての放送 (5) 当選祝賀会その他の集会の開催 (6) 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等の氣勢を張る行為 (7) 当選の答礼のため当選人の氏名又は政党等の名称を言い歩く行為 <p>選挙運動に関して支給できる実費弁償及び報酬は、次のとおりです（法第197条の2、県規第154条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 選挙運動に従事する者に対して支給できるのは、実費弁償に限られます。その実費弁償の種類及び額は、次のとおりです。これらの定められた額の範囲内で実費弁償の支給をしなければなりません。（令第129条第1項） <ol style="list-style-type: none"> ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ウ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額 エ 宿泊料 1夜につき1万2,000円（食料2食分を含む。） オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円（弁当を提供したときは、その実費額を差し引く。） カ 茶菓料 1日につき500円 (2) 選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動の

項 目	事 項
	<p>ために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（車上運動員）及び専ら手話通訳のために使用する者（手話通訳者）並びに専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は選挙運動のために使用する文書図画の提示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者（要約筆記者）については、あらかじめ市選管に届けた者に限って前述(1)の実費弁償のほかに報酬を支給することができます（法第197条の2第2項、第5項）。</p> <p>ア 支給することができる員数</p> <p>（ア） 支給できる期間中の延員数（令第129条第8項）</p> <p>市長選挙 60人以内</p> <p>市議会議員一般選挙 45人以内</p> <p>（イ） 1日当たりの員数（令第129条第3項）</p> <p>市長選挙 12人以内</p> <p>市議会議員一般選挙 9人以内</p> <p>イ 支給額（1人1日につき）（令第129条第4項）</p> <p>（ア） 選挙運動のために使用する事務員 1万円以内</p> <p>（イ） 車上運動員 1万5,000円以内</p> <p>（ウ） 手話通訳者 1万5,000円以内</p> <p>（エ） 要約筆記者 1万5,000円以内</p> <p>なお、超過勤務手当を支給することはできません。</p> <p>ウ 支給できる期間</p> <p>立候補届出の日から選挙の期日の前日（4月26日）まで。</p> <p>エ 届出</p> <p>届出書（様式15）により、必ず使用前に市選管に届け出ることが必要です（令第129条第9項）。</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者に対しては、報酬及び実費弁償が支給できます。その種類及び額は次のとおりです（令第129条第1項）。</p> <p>ア 基本日額 1日につき1万円以内</p>

項 目	事 項
27 法定選挙運動費用 支出制限額	<p>(弁当を提供したときは、その実費額を差し引く。)</p> <p>イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内</p> <p>ウ 鉄道賃、船賃及び車賃 選挙運動に従事する者と同じ。</p> <p>エ 宿泊料 1夜につき1万円以内(食事料を除く。)</p> <p>(1) 選挙運動費用支出制限額は、4月20日に告示されますが、選挙の種類によって算出額が異なり次のようになります(法第194条、第196条、令第127条、令第128条)。</p> <p>ア 市長選挙 310万円+81円×選挙人名簿登録者数</p> <p>イ 議会議員一般選挙 220万円+501円×選挙人名簿登録者数市÷議会議員定数(16人)</p> <p>(2) 選挙運動に関する支出は、次に掲げるものを除いて、定められた上記の制限額を超えることはできません(法第197条)。</p> <p>ア 立候補準備のために要した支出で公職の候補者又は出納責任者のした支出(これらの者と合意して支出されたものを含む。)以外のもの</p> <p>イ 立候補の届出後、公職の候補者又は出納責任者と合意がなかった支出</p> <p>ウ 公職の候補者が乗用する船車馬等の支出</p> <p>エ 選挙期日(4月27日)後の残務整理のための支出</p> <p>オ 国又は地方公共団体の租税又は手数料(供託金を含む。)。なお、消費税は選挙運動費用に算入されます。</p> <p>カ 確認団体の選挙運動のための支出</p> <p>キ 選挙運動用として認められた自動車、船舶を使用するために要する支出</p>
28 当選無効及び立候補の禁止	<p>(1) 当選人の選挙犯罪による当選無効(法第251条) 法第16章(法221条~法255条の4)に規定する罪を犯し、刑に処せられたときは当選無効となり</p>

項 目	事 項
	<p>ます。ただし、法第235条の6（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）、法第236条の2（選挙人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反）、法第245条（選挙期日後のあいさつ行為の制限違反）、法第246条（選挙運動に関する収入及び支出の規制違反）第2号から第9号まで、法第248条（寄附の制限違反）、法第249条の2（公職の候補者等の寄附の制限違反）第3項から第5項まで及び第7項、法第249条の3（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）、法第249条の4（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、法第249条の5（後援団体に関する寄附等の制限違反）第1項及び第3項、法第252条の2（推薦団体の選挙運動の規制違反）、法第252条の3（政党その他の政治活動を行う団体の政治活動の規制違反）並びに法第253条（選挙人等の偽証罪）に規定する罪は、除かれます。</p> <p>(2) 総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止（法第251条の2）</p> <p>ア 選挙運動を総括主宰した者</p> <p>イ 出納責任者（公職の候補者又は出納責任者と意思を通じて当該公職の候補者のための選挙運動に関する支出をした金額のうち、選挙運動費用支出制限額の2分の1以上に相当する額を支出した者を含む。）</p> <p>ウ 公職の候補者等の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で、当該公職の候補者等又は総括主宰者と意思を通じて選挙運動をした者</p> <p>エ 公職の候補者等の秘書（公職の候補者等に使用される者で公職の候補者等の政治活動を補佐する者）で、公職の候補者等又は総括主宰者と意思を通じて選挙運動をした者</p> <p>なお、公職の候補者等の秘書という名称を使用する</p>

項 目	事 項
	<p>者又はこれに類似する名称を使用する者で、公職の候補者等がこれらの名称の使用を承諾し、又は容認している場合は、公職の候補者等の秘書と推定されます。</p> <p>上記に掲げた者が法第221条（買収及び利害誘導罪）、法第222条（多数人買収及び多数人利害誘導罪）、法第223条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）又は法第223条の2（新聞紙、雑誌の不法利用罪）に規定する罪を犯し刑に処せられたとき（ウの親族及びエの秘書については、これらの罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき）は、公職の候補者等の当選は無効となり、さらに連座裁判の確定等のとき（判決が確定したとき、出訴期間が経過したとき等）から5年間、当該選挙に係る選挙区において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができないこととなります。また、出納責任者が選挙運動費用支出制限額を超えて選挙運動費用を支出し、このため刑に処せられたときも同様の罰則となります。</p> <p>なお、連座制の対象となった者の買収罪等に該当する行為が、当選無効や立候補が制限されることを見込んで他の候補者等の陣営と意志を通じて買収等を行っていた場合（おとり・寝返り）によるものであるときは、立候補制限については、適用されないものとなります。</p> <p>(3) 組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止（法第251条の3）</p> <p>組織的選挙運動管理者等（公職の候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者（総括主宰者及び出納責任者を除く。））が法第221条（買収及び利害誘導罪）、法第222条（多数人買収及び多数人利害誘導罪）、法</p>

項 目	事 項
	<p>第223条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）又は法第223条の2（新聞紙、雑誌の不法利用罪）に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、公職の候補者等の当選は無効となり、さらに連座裁判の確定等の時から5年間、当該選挙に係る選挙区内において行われる当該公職に係る選挙において、公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができないこととなります。</p> <p>なお、組織的選挙運動管理者等の買収罪等に該当する行為が、おとり・寝返りにより行われたものであるとき又は公職の候補者等が当該行為を防止するため相当の注意を怠らなかったときは、公職の候補者等の当選無効及び立候補制限については、適用されないものとなります。</p>
29 罰則	違反行為に関する罰則は、法第16章で定められています。
30 その他	<p>選挙運動について、以上のほか法第14章（選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附）、第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の各制限規定があるほか、法第16章の罰則規定により、買収、利害誘導、選挙の自由妨害、虚偽事項の公表、寄附の制限違反等が処罰の対象となりますので注意してください。</p>

Ⅲ 選挙運動に関する収入支出の報告書記載要領

1 収支報告書（領収書その他の支出を証すべき書面の写し添付）の提出の時期

出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した選挙運動費用収支報告書（以下「収支報告書」という。）

（様式23）に領収書その他支出を証明する書面の写しを添えて、次に掲げる期限までに市選管に提出しなければなりません（法第189条）。

(1) 選挙期日告示の日の前日（4月19日）までと、選挙期日告示の日（4月20日）から選挙の期日（4月27日）まで及び選挙の期日経過（4月28日）後においてなされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内（5月12日まで）

(2) 上記(1)の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内

なお、出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と意思を通じて支出した者は、選挙運動に関する全ての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を証すべき書面を徴さなければならず（法第188条）、これらの書面の写しを作成した上、収支報告書に添付しなければなりません。領収書その他支出を証明する書面を徴することができない事情があつて写しを作成することができない場合は、領収書等の写しに代えて、「領収書等を徴し難い事情があつた支出の明細書」（様式24）を添えなければなりません。

収支報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならないことになっていますが（法第189条第3項）、立候補の届出の際に交付される収支報告書の末尾に、その旨の誓約文が記載されているため新たに添付する必要はありません。

収支報告書は、前述の報告期限までに提出を怠ったとき、又は虚偽の記入をしたときは、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられます（法第246条）。

2 帳簿及び書類の保存

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証明する書面を、収支報告書の提出の日から**3年間**保存しなければなりません（法第191条）。

3 用語の意味と分類

(1) 収入

ここにいう「収入」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。」のであつて、社会通念としての収入の考え方よりも広い意味をもっており、要するに実際に行われた金銭の收受だけでなく、收受の約束も

収入になりますし、さらに財産上の利益、つまり有形無形財産の現実の取得と、その取得の承諾や約束、あるいはそれらのものを利用する利益の享受も収入とみられます。また、その収入が合法でも非合法のものであっても一切含まれます（法第179条第1項）。

例えば、自動車を借り上げた場合、本来ならばその債務として借上料を支払わなければならないのですが、厚意によって無料で借り受けたような場合には、その受けた利益を時価に見積り、その相当額を収入として寄附に含めなければなりません。

(2) 寄附

法においては、寄附をする者の立場から寄附の定義をしていますが、反対に寄附を受ける立場の公職の候補者あるいは出納責任者からみれば、その者の収入になります。要するに「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの」をいいます（法第179条第2項）。

寄附も、これを受ける者の立場から見れば、収入の一種にほかならないのですが、一般の収入と寄附とを区別しているのは、寄附については、その寄附者の氏名を記入させ、運動資金の根源を選挙人に公開しようとするためです。

なお、公職の候補者は、個人から年間150万円以内で寄附を受けることができます（政規法第22条第2項）が、企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）からは、寄附を受けることができませんので注意してください（政規法第21条第1項）。

また、違法寄附を受けた者が、禁錮又は罰金刑に処せられたときは、一定の間、選挙権及び被選挙権を有しなくなることがあります（被選挙権を停止されると、例えば市議会議員の場合は、その身分を失うこととなります。）（政規法第26条、政規法第28条）。

少額の寄附（いわゆる「カンパ」）であっても、その寄附した者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び受領年月日を特定しない方法で受け取ることはできません。

(3) 支出

選挙運動費用の規制の目的は、その収入を明らかにすることにもありますが、主たる目的は、選挙運動に関する支出金額を制限し、また、その具体的な内容を選挙人に公開することにあります（法第192条）。

ア 「支出」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束」とされており、日常用いられている「支出」という言葉よりも広い意味をもっています（法第179条第3項）。

イ 「選挙運動に関する支出」という場合は、選挙運動の支出という言葉よりも広い意味で、すなわち、立候補の準備行為や選挙運動の準備行為は選挙運動ではありません。

せんが、このために要した費用は、**選挙運動に関する支出**として計上しなければなりません。

ウ 支出には、金銭の支出ばかりでなく、財産的利益の消費も含まれることは収入の場合と同様です。

例えば、選挙事務所を無料で借りて使用したときは、寄附として収入に計上すると同時に、支出にも同額を計上しなければなりません。

(4) 花輪、供花、香典、祝儀等

前述 (1) から (3) までの「金銭、物品その他の財産上の利益」には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含むとされています（法第179条第4項）。

このような日常の社交に用いられるものであっても、いやしくも財産的価値のあるものは全て「財産上の利益」に含まれますので、特に後述「**IV 寄附の禁止**」に関しては、注意する必要があります。

4 運動費用に算入されない支出

選挙運動に関してなされた支出は、原則として全部法定費用に含めるべきですが、公職の候補者や出納責任者でない者の支出又はそれらの者と意思を通じないでした支出については、実質的に精算することができないので、法定費用の中に含めることはできないこととなります。これら選挙運動に関する支出でないものとみなされるものを列举すると、次のとおりになります（法第197条）。

(1) 立候補準備のためにした支出のうち

ア 公職の候補者となった者の支出でないもの

イ 出納責任者となった者の支出でないもの

ウ 公職の候補者、出納責任者と意思を通じないで支出したもの

(2) 立候補届出後の支出のうち

ア 公職の候補者と意思を通じないで支出したもの

イ 出納責任者と意思を通じないで支出したもの

(3) 公職の候補者が乗用する車、船等のために要した支出

車、船は単なる例示で、要するに公職の候補者自身の乗物に要する費用は全部含めません。ただし、公職の候補者の自家用車であっても、選挙運動員のみが使用するような場合の費用は算入されます。

(4) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

(5) 選挙運動用自動車（船舶）の使用に要した支出

選挙運動用自動車及び船舶が走るための経費で、例えば、自動車及び船舶の借上料、燃料代、オイル代、修繕代、運転手並びに船員の傭料、超過勤務手当、宿泊代

及び食事料等です。

ただし、自動車及び船舶に取り付ける看板等に要する経費は選挙運動に算入する支出となります。

(6) 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

支出の原因が選挙運動期間中に発生したものでなく、期日以後に発生したものに限りです。したがって、選挙期日の告示の日に作成した選挙事務所の表示用看板の作成費を選挙期日以後に支払をするような場合は、支払発生の原因が期日以後でなく選挙期間中に発生したものですから費用計算に含めなければならないこととなります。なお、**供託金は選挙運動費用ではありません。**

5 その他

選挙運動員が、実費弁償として鉄道賃、船賃、車賃又は宿泊料を受けない場合、これに相当する費用額等の措置は、**実費弁償額を支出として計上するとともに、同一の額を寄附として収入に計上することにご注意ください（法第179条）。**

なお、このような事例として次のような場合があります。

- (1) 労務者が、その報酬を辞退したとき。
- (2) 応援弁士が、その実費弁償を辞退したとき。
- (3) 選挙事務所を無償で提供されたとき。
- (4) 選挙運動用自動車を無償で提供されたとき。
(この場合は収入だけを計上し、支出は計上する必要はありません。)
- (5) 印刷業者がポスター、葉書等を無償で印刷したとき。
- (6) 運動員又は公職の候補者が無料で宿泊したとき。

上記の場合、いずれもその時価に見積もった費用額を支出に計上し、その同一の額を寄附に計上してください。

6 収支報告書の記入方法

出納責任者は、必ず定められた様式の会計帳簿（収入簿・支出簿）を備え付け、選挙運動に関する一切の収入と支出を記載しなければならず、収支報告書にも会計帳簿と同一の記載をしなければなりません（法第185条）。

(1) 収入の部

収入は、寄附とその他の収入の2つに分類して記載することとし、**1件1万円を超えるものについては各件ごとに、1件1万円以下のものについては種別ごとに、各収入日における合計額を記載してください。**

ア 寄附とその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄に、その員数、金額、見積の根拠等を記載してください。

い。

イ 寄附のうち、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束があったときは、その約束の日の現在において記載することとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」の欄に記載してください。

ウ 「種別」の欄には、寄附とその他の収入との区別を明記してください。

エ 自己資金又は自己の預金等を資金とする場合は「その他の収入」とし、「寄附をした者」の欄を空欄として「備考」欄に「自己資金」と明記してください。

(2) 支出の部

「立候補準備のために支出した費用」、「選挙運動のために支出した費用」に大きく分類して記載してください。

ア 記載時の注意事項

(ア) 金銭を支出したときは、「金銭又は見積額」の欄に記載してください。

(イ) 財産上の義務を負担したり又は建物、車馬、飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用したり、又は消費したときは、会計帳簿の「金銭以外の支出」の欄に時価に見積もった金額をその都度、合計記載してください。ただし、次の(ウ)に注意してください。

(ウ) 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。

(エ) 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載してください。

(オ) 「区分」の欄には、「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」との区分を明記してください。

イ 支出の科目

支出の科目は、次に掲げる10項目に分類することに規定されていますので、必ずこの科目に従ってください。

収支報告書（会計帳簿）の記載の方式は、収支のバランスをとることが目的でなく、資金を公開することが主眼ですから、一般の会計の場合の記帳と違いますので十分注意してください。

(ア) 人件費

この費目には、事務員及び専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者と労務者に対する報酬だけが計上されます。なお、「選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額」は別表（57ページ）のとおりですから、これを超えることのないように注意してください。また、選挙運動に従事する者（以下「選挙運動員」という。）については、本来、自主的に公職の候補者のために運動するもので

あるとされ、有給選挙運動員の制度は認められておりませんので、報酬を受けることはあり得ないこととすし、また、報酬等を支給したときは、法第221条の買収及び利害誘導罪が成立することになります。

したがって、選挙運動員に対しては、単に運動のために使った費用、つまり、実費弁償としての鉄道賃、車賃、宿泊費、休泊費、食糧費だけとなり、これらの費用は人件費に含めるのではなく、それぞれの費目の中に分解されることとなります。

(イ) 家屋費

a 選挙事務所費

選挙事務所費としては借上料があります。公職の候補者の自宅を事務所として使用した場合には、特にそのために購入した備品についてのみ計上することになります。なお、来客用自動車の駐車場の借上料等は雑費に入りますので注意してください。

b 集合会場費

主として個人演説会場の借上料が入ります。この中には、机などの備品等の借上料も含まれます。

(ウ) 通信費

選挙運動のために使用することのできる葉書は、法第142条による通常葉書（無料）のみに限られていますから、この費目に含まれるものは、選挙運動以外の事務連絡のための通信（電報電話、通常葉書）等に要する費用だけになります（手持ちの通常葉書の代金、印刷代金等は告示前の通信費、印刷費等の費用として経理してください。）。

なお、電話架設費は家屋費（選挙事務所費）に電話借上料と通話料はこの費目に含まれます。

(エ) 交通費

交通費は選挙運動員、事務員及び労務者の電車賃、汽車賃、バス賃並びにハイヤー、タクシーの借上料又は乗車賃等をいいます。

(オ) 印刷費

印刷費としては、選挙運動のために使用するポスター、ビラ及び葉書の印刷費がその主たるものとなります。

(カ) 広告費

主として立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等に要する費用です。

なお、選挙事務所、選挙運動用自動車等、個人演説会場の立札及び看板の類の作成費が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に参入しなければなりません。

(キ) 文具費

筆、紙、墨その他選挙事務所における事務のために使用した消耗品等です。

(ク) 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律上許された選挙運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等です。

(ケ) 休泊費

休泊費の内容は、休息費と宿泊費を含めた意味です。

(コ) 雑費

雑費には前述に掲げた費目に計上されないものが入ります。例えば、光熱水費等がこれに含まれます。また、看板の作製については、看板屋に請け負わせた場合には費用の全部が広告費に入りますが、材料を提供して労務者に作らせた場合には労務者に要する費用は人件費に、トタン、布又は木材は雑費に、ペンキ、筆、墨等は文具費というように分解して計上されることとなります。

IV 寄附の禁止

1 特定の寄附の禁止（法第199条、法第200条）

次に述べる者は、市議会の議員及び市長の選挙に関し寄附をすることは禁止されています。「選挙に関し」とは、選挙に際し選挙に関する事項を動機としての意味であり、選挙運動に関する寄附より広義で、選挙に関する一切の寄附を含みます。

(1) 市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

「請負」には、土木事業等の請負契約のほか物品の払下契約、物品の納入契約、特定の運送契約、施設の特別使用契約等も含まれますが、ここではあまり小規模の契約は含まれません。

「特別な利益を伴う契約」には、利益の契約全体に対する割合が通常の場合と比べて特に大きい場合と、利益の割合は通常であっても特恵的又は独占的な利益を伴う契約とがあります。

(2) 会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けており、一方その融資を行っている銀行、農協等が、その融資について市から利子補給金の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けた場合には、その融資を受けている会社その他の法人（ただし、その利子補給金が交付されてから1年を経過している場合、又はその利子補給金の交付の決定の全部が取り消された場合を除く。）

この場合、規制を受けるのは直接利子補給金の交付を受けている銀行、農協等ではなく、その銀行、農協等から利子補給金に係る融資を受けている会社その他の法人になります。

何人も、このような特別の関係にある者に対し、この選挙に関し、寄附を勧誘し又は要求してはならず、また、このような者から寄附を受けてはなりません。

以上に違反して寄附を勧誘し又は要求し、あるいは受領した者は処罰されます。

（法第248条、法第249条）

2 公職の候補者等の寄附の禁止（法第199条の2）

公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）（以下「**公職の候補者等**」という。）は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をすることは禁止されています。この場合、その寄附が選挙に関する否とを問わず、また、時期のいかんを問わず禁止されます。したがって、このような寄附は、選挙の告示前であっても違反として禁止されているものであることに注意してください。

「公職の候補者」とは、すでに立候補届出をして公職の候補者の身分を取得したもの

であり、「公職の候補者となろうとする者」とは、これから立候補しようとする意思を有する者のことをいいます。「公職にある者」とは、現市議会議員又は市長の職にある者をいい、今回の選挙に立候補する意思を有すると否とを問いません。

「その選挙区内にある者」とは、その区域内に住所又は居所を有する者だけでなく、一時的な滞在者をも含み、かつ、人、法人だけでなく、人格のない社団も含まれます。

これらの公職の候補者等がする寄附は、選挙に関する否とを問わず、一定の場合を除いて一切禁止され、また、その寄附には、すでに述べたように、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含むものであることに注意してください。

例えば、選挙人の葬式に香典や花輪を贈ったり、選挙区内にある親しい友人の結婚祝として祝儀を出すことも禁止されています。しかし、結婚式に招かれた場合、それが会費制の結婚式であればその会費を支払うことは差し支えありません。

また、公職の候補者等は、選挙区内の祭りや運動会に、金銭や酒などを寄附することはできませんし、名前や写真入りのうちわやカレンダーなどを選挙区内にある者に対して贈ることもできません。

ただし、次に掲げる場合には、例外として許されます。

(1) 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合

ただし、その政党その他の政治団体又はその支部が後述8でも触れるように、その公職の候補者等の後援団体である場合は一定期間禁止されます。

(2) 公職の候補者等の親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）に対してする場合

(3) 公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償（食事や食料の提供を除く。）としてする場合。ただし、このような集会であっても、その選挙区外で行われるもの及び選挙を行うべき事由の発生の告示をした日の翌日から選挙の期日までの間に行われるものは除かれていますので、このような場合は寄附を禁止されます。また、ここでいう講習会その他の政治教育のための集会には、参加者に対して饗応接待が行われるようなものは含まれません。

「必要やむを得ない実費の補償」とは、参会者が集会に参加するために最小限度必要である旅費、宿泊費等をいうものですが、その金額も社会通念上やむを得ないと認められる最小限度のものでなければなりません。なお、食事や食料の提供は「必要やむを得ない実費の補償」には含まれないので、注意してください。

3 公職の候補者等の寄附の禁止についての罰則（法第249条の2第1項から第3項まで）

公職の候補者等が禁止される寄附（前述2で述べたもの。）をすることは原則として、全て罰則の対象となります。そして、刑罰が科されると公職の候補者等は原則として選挙権、被選挙権が一定期間停止されます（被選挙権を停止されると、例えば市議会議員及び市長の場合、その身分を失うこととなります）。

ただし、次に掲げる寄附については、例外的に、罰則の対象外となっています。

- (1) 公職の候補者等が結婚披露宴に自ら出席し、その場においてするその結婚に関する祝儀の供与
- (2) 公職の候補者等が葬式（告別式を含む。）に自ら出席し、その場においてする香典（これに類する弔意を表すために供与する金銭を含む。以下同じ。）の供与
- (3) 公職の候補者等が葬式の日（葬式が2回以上行われる場合にあっては最初に行われる葬式の日）までの間に自ら弔問し、その場においてする香典の供与

なお、これらに該当するものであっても、選挙に関するもの、通常一般の社交の程度を超えるものは、罰則の対象となっていますので注意してください。

4 公職の候補者等を名義人とする寄附の禁止（法第199条の2第2項）

公職の候補者等を寄附の名義人とするその選挙区内にある者に対する寄附は、何人もこれを行うことができません。これに違反した場合は罰則の対象となります。ただし、公職の候補者等の親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）に対してする場合、公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償（食事や食事料の提供を除く。）としてする場合は、禁止されません。

したがって、公職の候補者等の親族や友人が、公職の候補者等を名義人とする寄附をその選挙区内にある者に対してすることは罰則をもって禁止されます。

5 寄附の勧誘・要求の禁止（法第199条の2第3項及び第4項）

何人も、公職の候補者等に対して、特定の場合を除き、その選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはなりません。また、公職の候補者等を威迫して勧誘し、又は要求する場合、公職の候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘し、又は要求することは罰則の対象となります。

何人も、公職の候補者等以外の者に対して、特定の場合を除き、公職の候補者等を名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならないとされ、また、威迫して勧誘し、又は要求することは罰則の対象となります。

この「威迫」とは「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」をいうものと解されています。

6 公職の候補者等が関係する会社等の寄附の禁止（法第199条の3）

公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をすることはできません。この場合も公職の候補者等がする寄附と同じく、選挙に関する否とを問わず、いかなる時期であっても禁止されることに注意してください。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対して寄附をすることは差し支えありません。

「これらの者の氏名を表示し」とは、例えば、「宮城工業株式会社社長甲野太郎」（甲野太郎が公職の候補者等である場合）というように表示して寄附することをいい、「これらの者の氏名が類推されるような方法」とは、「甲野産業株式会社」（この会社の社長が甲野太郎であり、公職の候補者等である場合）と表示して寄附することです。したがって、宮城工業が「宮城工業株式会社」と表示して寄附することは、差し支えありません。これらの会社も、政党その他の政治団体又はその支部に対しては、公職の候補者等の氏名を表示し、又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしても差し支えありません。

7 公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（法第199条の4）

公職の候補者等の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、選挙に関し、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附することが禁止されます。これは前述2で述べた公職の候補者等の寄附の禁止の脱法行為を禁止するものです。

「氏名が表示されている会社その他の法人又は団体」というのは、例えば、「何某後援会」のようなものをいい、「その氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体」というのは、例えば、公職の候補者に山川一郎という者がおり、その後援団体に「山一会」という名称の団体があるとすれば、これに当たることとなります。ただし、このような会社その他の法人又は団体が政党その他の政治団体やその支部に対して寄附をすることや氏名等を冠されているその公職の候補者等に対して寄附することは、これらの団体の性格からも当然のことですから差し支えありません。

8 後援団体に関する寄附等の禁止（法第199条の5）

政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者等の政治上の主義、施策を支持し、又はそれらの者を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるものを後援団体といいます。後援団体については次のような規制があります。なお、後援団体には、慈善・文化等の目的を主たる目的とする団体であって、その全ての活動のうちでは特定の公職の候補者等の支持、推薦が主たる部分をなしていても、

その団体の行う政治活動のなかでは特定の公職の候補者等の支持、推薦が主たるものになっているというものも含まれます。

- (1) 後援団体は、一定期間（任期満了前90日から投票日まで。今回の市長選挙及び市議会議員選挙では、1月28日から4月27日までの間）、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることができません。これも前述7で述べたものと同じように公職の候補者等の寄附の禁止の脱法行為を禁止しようとするものです。ただし、後援団体が政党その他の政治団体やその支部に対して寄附すること、その公職の候補者等に対して寄附することは禁止されません。
- (2) 後援団体は、(1)の一定期間以外の期間においても、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関しない寄附及び花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附をすることができません。これに違反した場合は罰則の対象となります。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対して寄附をする場合及び当該公職の候補者等に対して寄附をする場合は禁止されません。

「設立目的により行う行事又は事業」とは、その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などの事業をいうものと解されています。また、「花輪、供花、香典、祝儀その他これに類するもの」とは、花輪、供花、香典、祝儀のほか、「これらに類するもの」としてしきび、法事等における供物（料）や各種の式典における盛物等が考えられます。

- (3) 後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事においては、前述(1)の一定期間中は、何人も、その選挙区内にある者に対し、饗応接待をしたり、金銭又は記念品その他の物品を供与したりすることが禁止されます。

これは後援団体の見学、旅行に名を借りて選挙人の買収饗応が行われることを規制しようとするもので、公職の候補者や公職の候補者となろうとする者の行為だけを禁止しているものではなく、何人によってなされるものも禁止されています。

- (4) **公職の候補者等は、(1)の一定期間中、自分の後援団体に対し、寄附をすることが禁止されます。**これは公職の候補者等が自分を支持してくれる後援団体に対して寄附をすることにより、後援団体に名を借りて選挙人の買収饗応が行われることを規制しようとするもので、寄附の名目のいかなを問わず禁止されます。

9 政治資金規正法による寄附の禁止（政規法第4条第4項）

政治活動に関する寄附については、政規法による制限がありますが、政規法上の「政治活動に関する寄附」には、政治団体に対してされる寄附のほか公職の候補者等の政治

活動（選挙運動も含む。）に関してされる寄附も含まれ、次のように規制されています。

(1) 会社等の寄附の制限（政規法第21条）

ア 会社、労働組合、職員団体その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附が一切禁止されます。ただし、政治団体がする寄附については、適用されません。

イ 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求することは、禁止されています。

(2) 公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止（政規法第21条の2）

何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等（現金及び有価証券）によるものに限るものとし、政治団体にするものを除く。）をすることは禁止されます。ただし、政党がする寄附については、適用されません。

したがって、政党を除く政治団体（資金管理団体、後援団体を含む。）又は個人が公職の候補者に寄附をする場合については、金銭等は、選挙運動に関する寄附のみに限られますので注意してください。また、物品等は、政治活動全てにおいて寄附できます。

(3) 寄附の総額の制限（政規法第21条の3）

政党及び政治資金団体に対して政治活動に関する寄附をする場合は、個人のする寄附は年間2,000万円まで、会社、労働組合、職員団体その他の団体のする寄附は、それぞれ資本等の金額、組合員等の数又は前年における年間の経費の額を基準として算定された限度額までしかできません。

また、個人のする政治活動に関する寄附で、政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものは、年間1,000万円を超えて寄附することができません。

これらの制限は、特定寄附（政党からの政治活動に関する寄附で公職の候補者がその者に係る資金管理団体に対してする寄附）及び遺贈によってする寄附については、適用されません。

(4) 同一の者に対する寄附の制限（政規法第22条）

個人のする政治活動に関する寄附は、政党及び政治資金団体以外の同一の者（公職の候補者を含む。）に対しては年間150万円を超えることができません。

これらの制限は、政治団体がする寄附、公職の候補者がその者に係る資金管理団体に対してする寄附及び遺贈によってする寄附については、適用されません。

(5) 量的制限等に違反する寄附の受領の禁止（政規法第22条の2）

前述（1）から（4）までによる寄附の制限を違反してされる寄附を受け取ることも禁止されています。

(6) 寄附の質的制限

ア 特定会社等のする寄附の制限（政規法第22条の3、政規法22条の4）

次に述べる者は、選挙に関する否とを問わず政治活動に関する寄附をすることはできません。

- (ア) 市からの補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定（利子補給金については契約の承諾の決定を含む。）を受けた会社その他の法人（ただし、その給付金の交付の決定通知を受けた日から1年を経過している場合又はその給付金の交付の決定の全部が取り消された場合を除く。）

「給付金」には、市が交付するものであれば交付金や助成金なども全て含まれます。ただし、委託契約に基づき交付される委託費等のように相当の反対給付のあるものは、これに含まれません。また、補助金、負担金等であっても、それが試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの（例えば、間接的利子補給金のように単なる通り抜けにすぎないもの、また、離島航路補助金のようにはじめから欠損が予想される事業でも民生安定、特定地域の住民の向上のために、これを経営せしめて、その欠損を補てんするような補助金等）は除かれます。

- (イ) 市から資本金、基本金その他これに準ずるものの全部又は一部の出資あるいは拠出を受けている会社その他の法人

- (ウ) 3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社

何人も、以上に述べた制限に違反することを知りながら寄附を受けること並びに（ア）及び（イ）については寄附を勧誘し、又は要求することはできません。

イ 外国人等からの寄附の受領の禁止（政規法第22条の5）

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、選挙に関する否とを問わず政治活動に関する寄附を受けることはできません。

ウ 匿名の寄附等の禁止（政規法第22条の6）

何人も、本人以外の名義又は匿名で、選挙に関する否とを問わず政治活動に関する寄附をすることはできません。本人以外の名義を用いた寄附とは、例えば、Aが寄附をするのにBの名義を用いてする寄附のことであり、匿名の寄附とは、寄附した者が誰であるかを明らかにしないでする寄附のことをいいます。これらの寄附は、何人もこれを受けることはできません。

これらの寄附をした者も受けた者も処罰され、その寄附にかかる金銭、物品の所有権は、国庫に帰属します。これらの金銭、物品の保管者は、国庫に納付する手続をとらなければなりません。

(7) 寄附のあっせんに関する制限（政規法第22条の7）

何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんに係る行為をしてはなりません。

また、政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、寄附を集めてはなりません。

V 市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動の規制

1 政治活動

市長選挙において、政党その他の政治団体は、選挙期日の告示の日（4月20日）から選挙当日（4月27日）までの間、次に掲げる政治活動を行うことができません（法第201条の9第1項、法第201条の13）。

- (1) 政談演説会及び街頭政談演説の開催
- (2) ポスターの掲示（政党等のシンボル・マークを表示したものの掲示を含む。以下同じ。）
- (3) 立札及び看板の類（政党等の本部又は支部の事務所で掲示するものを除く。）の掲示（政党その他の政治団体のシンボル・マークを表示したものの掲示を含む。以下同じ。）
- (4) ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布（政党等のシンボル・マークを表示したものの頒布を含む。以下同じ。）
- (5) 宣伝告知のための自動車及び拡声機の使用（政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌の普及宣伝を含む。以下同じ。）
- (6) 政治活動のための連呼行為
- (7) 文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）のうち公職の候補者の氏名又は氏名が類推される事項が記載されたものの頒布及び掲示
- (8) 文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の国、地方公共団体が所有し、又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）における頒布（郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）

2 確認団体

政党その他の政治団体で、一定の条件を備えて所要の手段をとったもの（いわゆる**確認団体**）については、次ページ「3 確認団体の政治活動」以下のように原則として禁止されている政治活動を**一定の制限内**で行うことができます。

(1) 確認団体となるための条件

確認団体となるためには、この市長選挙において、**所属候補者又は支援候補者**を有することが必要です。

支援候補者とは、立候補届出書において、いずれの政党又は政治団体にも所属しないものとして届け出た公職の候補者で、政党その他の政治団体が推薦し又は支持するものをいいます。

また、ある確認団体が所属候補者又は支援候補者とした者は、他の確認団体の所属候補者又は支援候補者となることはできません。

さらに、ある確認団体の所属候補者とされた者は、同時に支援候補者となることはできず、支援候補者である者を同時に所属候補者とすることはできません（法第201条の9第4項）。

(2) 確認団体となるための手続

政治団体確認申請書（様式第16）に所属候補者又は支援候補者の氏名その他必要な事項を記載し、支援候補者については、当該政党又は政治団体の支援候補者とされることについての本人の**同意書**（様式17）を添えて、市選管に申請し、**確認書**（様式18）の交付を受けなければなりません（法第201条の9第3項）。

3 確認団体の政治活動

確認団体は、確認書の交付を受けた時から**選挙の期日の前日**（4月26日）までの間、次の制限内で政治活動を行うことができます（法第201条の9第1項）。

(1) 政談演説会の開催

ア 政談演説会は、市の区域につき2回開催することができます（法第201条の9第1項第1号）。

イ 政談演説会を開催する場合には、**政談演説会開催届出書**（様式20）によって、あらかじめ市選管に届け出なければなりません（法第201条の11第2項、令第129条の5第2項）。

ウ 政談演説会では、政策の普及宣伝が主体となりますが、公職の候補者の推薦、支持その他**選挙運動のための演説**をすることもできます（法第201条の11第1項）。

エ 政談演説会の会場においては、政治活動のための**連呼行為**ができます（法第201条の13第1項）。

オ 政談演説会は、国、地方公共団体等の所有、管理する建物（公営住宅を除く。）で開催することができます（法第201条の13第1項第3号）。

カ 他の選挙の選挙期日においては、当日午前零時から投票所閉鎖時刻（一般に午後8時）までの間は、投票所の入口から300メートル以内の区域内では、政談演説会の開催は禁じられています（法第201条の12第2項）。

キ 政談演説会の開催時刻については、別段制限はありません。

(2) 街頭政談演説の開催

ア 街頭政談演説は、停止している自動車（政治活動用として認められたもの）の**車上及びその周囲**に限り開催することができます（法第201条の9第1項第2号）。

イ 街頭政談演説は回数に制限がなく、また、開催についての届出の必要もありません。

ウ 街頭政談演説でも、政策の普及宣伝のほか、公職の候補者の推薦、支持その他**選挙運動のための演説**をすることができます（法第201条の11第1項）。

エ 街頭政談演説のできる時間は、午前8時から午後8時までの間です（法第201条の12第1項）。

オ 政治活動のための連呼行為は、街頭政談演説の場所でも行うことができますが、午前8時から午後8時までの間に限られますので注意してください（法第201条の13第1項）。

なお、連呼に際して、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では静穏を保持するように努めなければなりません。また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません（法第201条の12第3項）。

カ 政談演説会における前述(1)カの制限は、街頭政談演説についても同様です（法第201条の12第2項）。

(3) 自動車の使用

ア 政策の普及宣伝（政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌の普及宣伝を含む。）及び演説の告知のため使用することができる自動車は、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて**1台に限られます**（法第201条の9第1項第3号）。

イ 使用できる自動車の種類、型式についての制限はありませんが、確認書を受ける際に市選管から交付される**政治活動用自動車表示板**を前面の見やすい箇所に必ず取り付けてください（法第201条の11第3項）。

(4) 拡声機の使用

政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用することができる拡声機は、政談演説会の会場、街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所及び政治活動用自動車の車上に限られます（法第201条の9第1項第3号の2）。

したがって、携帯用電気メガホンを使用して上記以外の場所で政談演説会の開催周知をしたり、機関紙の普及宣伝を行ったりすることはできません。

(5) 政治活動用ポスターの掲示

ア ポスターは、市の区域内に**1,000枚以内**に限り掲示できます（法第201条の9第1項第4号）。

イ ポスターの大きさは、長さ85センチメートル、幅60センチメートル以内でなければなりません（法第201条の9第1項第4号）。

ウ ポスターの記載内容は、政治活動である限り自由であり、また、所属候補者の選挙運動のために使用することもできますが、**特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することはできません**（法第201条の9第2項、法第201の13第1項第2号）。

エ ポスターには、その表面に必ず政党その他の政治団体の名称並びに掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません（法第201条の11第5項）。

オ ポスターは、市選管の行う検印を受け、又は市選管から交付される証紙を貼った後でなければ掲示できません（法第201条の11第4項）。

カ ポスターを**他人の工作物に掲示**しようとするときは、その居住者、居住者がいない場合にはその管理者、管理者もいない場合にはその所有者の承諾を得なければなりません。また、ポスターは国、地方公共団体が所有し、又は管理するもの及び不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には掲示できません。しかし、公共施設であっても、橋りょう、電柱、公営住宅等は例外として掲示できますが、この場合も承諾を得ることは必要です（法第201条の11第6項）。

キ 適法に掲示されたポスターは、選挙当日もそのまま掲示しておくことができますが、所属候補者の選挙運動のために使用されるポスターは、選挙期日後速やかに撤去しなければなりません（法第201条の11第7項）。

(6) 立札及び看板の類の掲示

ア 政治活動のために立札及び看板の類を使用することは、次の場合に限り認められます（法第201条の9第1項第5号）。

(ア) 事務所用（政党等の本部又は支部の事務所で掲示するもの）

(イ) 政談演説会の開催告知用

(ウ) 政談演説会の会場用（会場内で使用するもの）

(エ) 政治活動用自動車用（自動車に取り付けるもの）

立札及び看板の類の規格について制限はなく、数についても次の（イ）の政談演説会開催告知用のものを除いて制限はありません。その内容についても、政治活動の範囲に止まる限り別段制限はありません。投票の依頼又は勧誘にわたるような内容の記載は許されません。

イ 政談演説会開催告知用の立札及び看板の類については、次のような制限がありますから注意してください。

(ア) 政談演説会開催告知用の立札及び看板の類の数は、一の政談演説会ごとに通じて**5以内**に限られます（法第201条の9第1項第5号）。

(イ) 記載内容は自由ですが、**特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することはできません**（法第201条の13第1項第2号）。

(ウ) 政談演説会の開催告知用立札及び看板の類を掲示する場合には、その開催届出をした際に**市選管から交付される表示票をその表面の見やすい箇所に表示**しておかなければなりません（法第201条の11第8項）。

(エ) 政談演説会開催告知用の立札及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません（法第201条の11第9項）。

(オ) 政談演説会開催告知用の立札及び看板の類は、国、地方公共団体の所有、管理するものには、掲示することはできませんが、公共施設であっても政談演説

会の開催当日は、その政談演説会の会場内及び会場前並びに公園、広場、緑地及び道路には所有者等の承諾を得て掲示できます。

なお、政談演説会が終了したときは、直ちに撤去しなければなりません。またア（エ）の政治活動用自動車の使用をやめたときも同様です（法第201の11第6項、第10項、規第31条の3第2項）。

(7) ビラの頒布（散布を除く。）

ア ビラは市選管に届け出たもの（様式21）**2種類以内**について頒布することができます（法第201条の9第1項第6号）。

イ ビラの大きさ、枚数、記載内容については制限がありませんが、その表面には必ず政党その他の政治団体の名称、選挙の種類及び政治活動用ビラであることを表示する記号（東松島市〇〇選挙届出ビラ何号）を記載しなければなりません（法第201条の11第5項）。

ウ ビラは、所属候補者の選挙運動のために使用することもできますが、特定の候補者の氏名、又はその氏名が類推されるような事項を記載することはできません（法第201条の9第2項、法第201条の13第1項第2号）。

エ ビラを国、地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）において頒布（郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）することは禁じられていますが、政談演説会の会場となっている場合は差し支えありません（法第201条の13第1項第3号）。

(8) 連呼行為

ア 連呼行為ができるのは、次に掲げる場合に限りです（法第201条の13第1項）。

(ア) 政談演説会の会場

(イ) 街頭政談演説の場所

(ウ) 政治活動用自動車の車上（走行中でも停車中でもできますが、政治活動のための連呼行為ができるのであって、候補者の氏名等選挙運動のための連呼はできませんので注意してください。）

イ 連呼行為については、次のような制限がありますから注意してください（法第201条の12、法第201条の13）。

(ア) 他の選挙の選挙期日においては、当日午前零時から投票所閉鎖時刻（一般に午後8時）までの間は、投票所の入口から300メートル以内の区域では連呼行為をすることができません。

(イ) 街頭政談演説の場所で行う連呼行為は、当然演説のできる時間（午前8時から午後8時まで）に限られます。

(ウ) 自動車上で行う連呼行為は、午前8時から午後8時までの間に限られます。

(エ) 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では静穏を保持するように努め

なければなりません。

4 政党等の機関紙誌の特例（法第201条の15）

政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌（機関紙誌）は、選挙の告示の日（4月20日）から、選挙の当日（4月27日）までの間には制限があり、確認団体の機関紙誌で、次の条件を具備したものに限り、当該選挙に関する報道及び評論を掲載することができることとなります。

- (1) 確認団体の本部で直接発行するもの。
- (2) 市選管に届け出た機関紙誌各一に限る（様式22）。
- (3) 機関紙誌の号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するものを除く。
- (4) 通常の方法（機関紙は政談演説会場での頒布を含む。）で頒布し、又は県選管の指定する場所（機関紙については、確認団体の本部、支部及びその他の事務所等で当該新聞を掲示することを常例とする場所、雑誌については、雑誌の発行所及び販売店等で当該雑誌を掲示することを常例とする場所）に掲示すること。

この場合、頒布については、引き続いて発行されている期間が6か月以上のものについては、当該選挙期日の告示の日（4月20日）前6か月間において平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は特別の方法を含まず、引き続いて発行されている期間が（2）の届け出前6か月に満たないものについては、政談演説会場における頒布に限られます。

また、確認団体の届出機関紙誌の号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するもので当該選挙に関する報道及び評論を掲載していないものについても、特定の候補者の氏名又は氏名類推事項が記載されているときは、当該選挙区において頒布はできないことおされています。

(別表)

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額
(令129条)

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額の基準
 - (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (3) 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
 - (4) 宿泊料 1夜につき1万2,000円(食料2食分を含む。)
 - (5) 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円(弁当を提供したときは、その実費額を差し引く。)
 - (6) 茶菓料 1日につき500円

- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額の基準
 - (1) 基本日額 1日につき1万円以内
(弁当を提供したときは、その実費額を差し引く。)
 - (2) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内

- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額の基準
 - (1) 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1項(1)、(2)及び(3)に掲げる額
 - (2) 宿泊料 1夜につき1万円(食料を除く。)

- 4 選挙運動のために使用する事務員等1人に対し支給することができる報酬額の基準
 - (1) 選挙運動のために使用する事務員の報酬 1日につき 1万円以内
 - (2) 専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者の報酬
1日につき 1万5,000円以内
 - (3) 専ら手話通訳のために使用する者の報酬 1日につき 1万5,000円以内
 - (4) 専ら要約筆記のために使用する者の報酬 1日につき 1万5,000円以内